|  |
| --- |
| №22-19　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2022（令和4）年7月28日***全保協ニュース*****〔協議員情報〕****全　国　保　育　協　議　会****TEL. 03-3581-6503　　FAX. 03-3581-6509****ホームページアドレス〔** [**https://www.zenhokyo.gr.jp**](https://www.zenhokyo.gr.jp) **〕** |

－今号の目次－

* 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改訂にともなう対応について ・・１

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改訂にともなう対応について**

既に報道されているとおり、令和4年7月15日、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改訂され、濃厚接触者の待機期間が変更されました（感染者と最終接触した日から5日間。2日目および3日目に抗原定性検査キットにより陰性が確認された場合には、エッセンシャルワーカーであるか否かに関わらず、3日目から解除が可能）。

この改訂を受け、7月26日に事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第十七報）」が発出されました。また、同日、事務連絡「保育所、幼稚園、小学校等の職員である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」も発出されています。

事務連絡「保育所、幼稚園、小学校等の職員である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」では、今回の改訂を受けて、「濃厚接触者となった保育所の職員等について、抗原定性検査キットにより2日目と3日目に検査を行い、陰性であった場合には、5日を待たず、待機を解除する」ことが改めて周知されています。

また、「全保協ニュースNo.21-53」でお知らせした「保育士等が濃厚接触者となった場合の取り扱いについて」で示されている、「外部からの応援職員等の確保が困難な施設に限り、利用児童等（略）に必要な保育や教育等が提供されるための緊急的な対応として、濃厚接触者となった保育所等の職員が、下記要件及び注意事項を満たす限りにおいて、保育や教育等に従事することは不要不急の外出に当たらないとする取扱いも可能」であることも改めて周知されています。（上記の「下記要件及び注意事項」は別添資料1をご参照ください）

同日発出されている事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第十七報）」から、注意が必要なQ&Aを下記に抜粋します。今回は多くのQ&Aが追記・修正されており、本ニュースに抜粋しているのは一部になります。全文は下記ホームページの「100」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 問3-1 | 子どもが濃厚接触者に特定された場合どのように対応すべきか。 | 〇　子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該子どもの保護者に対し、市区町村は登園を避けるよう要請することとしています。なお、この場合において、登園を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して５日間（※１，２）を目安としています。（※1）（略）（※2）（略）社会機能維持者であるか否かにかかわらず、２日目及び３日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、３日目から解除が可能となりますが、乳幼児については抗原定性検査キットを用いることは想定していないため、この意味において乳幼児は５日間の待機となるものと考えています。 |

**→**　今回の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、濃厚接触者の待機期間が変更になりましたが、乳幼児については、抗原定性検査キットを用いることは想定されていないことから、5日間の待機になると示されています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 問3-2 | 一般の事業所で感染者が発生した場合、その感染者の濃厚接触者を特定しないことを可能とする取扱いが示されたが、保育所では引き続き濃厚接触者の特定が必要であるのか。 | 〇（略）保育所等については、利用児童が必ずしもマスクを着用できない場合があるなど通常一般事業所で行われるような基本な感染症対策が困難である場合もあるとして、地域の感染状況や感染防止対策の内容等を踏まえ、引き続き、濃厚接触者の取扱いについては、問２の取扱いのとおり、都道府県の保健衛生部局と市町村の保育部局が連携の上で、濃厚接触者を特定する方針を決めておき、それに基づき、その範囲の確認を行うこととしてください。なお、濃厚接触者の特定・行動制限については、これを行わないこととしている自治体もあり、こうした扱いは差し支えありません。このため、オミクロン株の特性や各地域における感染状況、保育所等における業務負担などを踏まえつつ、濃厚接触者の特定を行っている自治体にあっては、改めて、保健所を含む関係部局間で協議を行い、濃厚接触者の特定・行動制限の必要性等について適切に判断するよう各保健衛生部局及び各保育部局宛てにお示しをしており、引き続き衛生主管部局との連携の下でその対応を御検討ください。 |

**→**　濃厚接触者の特定・行動制限を行わないこととしている自治体もありますが、そうした取り扱いは差し支えないこと、また、濃厚接触者の特定を行っている自治体においては、改めて保健所を含む関係部局で協議を行い、濃厚接触者の特定・行動制限の必要性等について適切に判断いただくよう、その対応の検討を依頼しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 問3-3 | 保育所で熱中症対策等の観点も踏まえ、マスクを外すようにしているが、この場合、感染者が出た場合、少なくともクラスの園児は濃厚接触者に該当してしまうということになってしまうのではないか。 | 〇　濃厚接触者については、保健衛生部局と連携して特定することとなりますが、（略）マスクを着用していないことのみをもって一律に濃厚接触者を特定するのではなく、周辺の環境や接触の状況等個々の状況から感染者の感染性を総合的に判断することとされています。例えば、近距離で15分以上継続した会話の有無や消毒・換気など周囲の感染対策の状況等を総合的に判断していただくこととされています。 |

**→**　「全保協ニュースNo.22-06」で既報のとおり、子どもたちについては、「2歳未満は、引き続き、マスク着用は推奨しない」、「2歳以上は、オミクロン株対策以前の新型コロナウイルス対策の取扱いに戻す」ことが示されています。今回のQ&Aでは、クラスで感染者が出た場合に、マスクをしていないことのみをもって濃厚接触者になるわけではないということが示されています。